

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	三戸町教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 1 月 14 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	小中一貫三戸学園三戸町立三戸小学校	416 名	35 名
2	小中一貫三戸学園三戸町立三戸中学校	245 名	33 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

中学校の特別支援学級の担任は、他学級の教科担任も兼ねていることから、小学校のような個に応じた継続的な支援を実施しにくいという課題があった。しかしながら、当該モデルスクールは、平成 25 年度から校舎一体型の小中一貫校となり、障害のある児童生徒に対して校種を超えた継続的な一貫した合理的配慮の提供が可能となった。

指導に当たる教員等は、小学校の特別支援学級担任 2 名、通級指導教室担当 2 名のほか、町単独で特別支援教育支援員 2 名を配置し、同じく中学校でも特別支援学級担任 2 名のほか、町単独で特別支援教育支援員 2 名、特別講師 3 名を配置するなど、独自の人的措置を行っている。

校内においては、小・中学校合同の校内支援会議や担当者会議の中で、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や指導内容・方法等について共通理解を図りつつ、指導に当たっている。

校内支援委員会を設置し、発達障害のある児童生徒や発達障害が疑われる児童生徒については、保護者の同意を得て WISC-Ⅲ 知能検査を実施し、必要に応じて S-M 社会生活能力検査を実施し、隣接する町と共同運営する教育研究所内の就学指導委員会との連携も図っている。

さらに、特別支援学級在籍者への学習指導のみならず、通常学級におけるティーム・ティーチングによる学習支援、日常生活面での支援を行っている。また、小学校においては自立支援としての通級指導教室での学習指導や、中学校においては学習進度に応じた個別指導を行うなど、児童生徒のニーズに応じた学習指導上の配慮を継続し、施設一体型小中一貫校のメリットを活かしながら、義務教育 9 年間を通して一貫した特別支援教育システムの構築に努めている。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県立特別支援学校長経験者を合理的配慮協力員としてモデルスクールに配置し、児童生徒への適切な合理的配慮が提供できるよう、教職員に対して指導・助言を行う体制を整えた。

有識者からなる事業運営協議会を設立し、モデルスクールにおける各種の取組について指導・助言を受けた。

インクルーシブ教育の概要とモデルスクール事業の取組について、保護者や地域住民への周知を図り、モデルスクールへの協力体制を構築するため、町広報誌に関連記事を掲載した。

教職員に対し、インクルーシブ教育システム構築の意義、モデルスクール事業の概要及び合理的配慮についての理解を深めるための全体研修会等を開催した。

【モデルスクールとして行った取組】

小・中学校の全教員による校内支援会議を夏季及び冬季休業中に開催し、要支援・要配慮の児童生徒についての情報交換、情報共有を図った。なお、冬季の校内支援会議では、児童生徒の状況、変容の有無について報告や情報提供を行った。

校内研修会（特別支援教育研修会）においては、合理的配慮協力員による講話を実施し、インクルーシブ教育システム構築に向けての理解啓発及び意識の共有を図った。

児童生徒のうち、特に継続して特別な支援が必要とされる者について、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成を行った。作成に当たっては、義務教育9年間を通して活用できる様式を活用し、合理的配慮協力員及び事業推進補助員が作成を支援した。

多様な学びの場の整備・充実のため、特別支援学級に在籍する児童を対象とした理科実験授業を実施し、元スーパーサイエンスティーチャーによる自作教材づくりを通して、児童の理科学習に対する興味関心の向上などを図る取組も実施した。

学校管理者と合理的配慮協力員との事業推進検討会において、学校側が感じる課題等について、合理的配慮協力員が専門的な見地に基づく指導・助言を行った。

入学予定者が在籍する幼保施設職員と、モデルスクールの低学年担任教員や教務主任との情報交換会の場に合理的配慮協力員も参加し、就学前後の指導方法などについての情報交換を行った。

各モデルスクールの教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当教員などの実務者と合理的配慮協力員との間で話合いの機会を設け、学校全体で児童生徒を育てる意識づくりを心掛けた。

3. 成果及び課題

(1) 成果

事業により配置した合理的配慮協力員や外部講師を招いての各種研修会等を通じて、教職員全体のインクルーシブ教育に関する理解を深めることができた。

支援を要する児童生徒について個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することにより、中等部（小5～中1）における情報の伝達の必要性や有効性が認識された。

インクルーシブ教育システム構築の視点が、特別支援学級の児童生徒に限らず、通常の学級の児童生徒にとっても重要かつ有効であることが、学校現場だけではなく、地域においても理解され始めた。

(2) 課題

教育委員会及び学校と、本人及び保護者との合意形成が難しいケースもあった。そのため、適切な就学指導と併せ、児童生徒への効果的な合理的配慮の提供について、教育委員会及び学校から保護者に対して十分な情報提供に努めるなど、関係者相互でしっかり意見交換をし、児童生徒にとって学びやすい環境づくりにつなげていく必要がある。

小中一貫校としての特色を踏まえて、個別の教育支援計画を効果的に活用しながら、途切れのない支援をしっかりと実施していくための体制づくりが必要である。

一人一人の児童生徒が必要とする支援は多岐にわたるため、校務分掌の中にインクルーシブ教育担当者を位置付けるなど、一層の校内支援体制の整備が必要である。